

○越前市公民館設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第22号

改正 平成19年3月1日教委規則第2号

平成20年8月8日教委規則第8号

平成20年11月28日教委規則第10号

平成22年2月25日教委規則第1号

平成23年2月3日教委規則第1号

平成24年3月22日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市公民館設置及び管理条例(平成17年越前市条例第202号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、公民館の管理、運営につき必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 公民館は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める事業及び地域自治の振興を図る事業を行う。

(対象区域)

第3条 条例第2条第2項の公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(平19教委規則2・一部改正)

(公民館運営協議会)

第4条 公民館運営協議会(以下「協議会」という。)に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平24教委規則4・一部改正)

(庶務)

第5条 協議会に関する事項は、館長が処理する。

(職員)

第6条 公民館に、館長及び主事その他必要な職員を置く。

2 館長の任期は、2年とし、主事の任期は、別に定めるところによる。ただし、館長又は主事に欠員が生じた場合の補欠の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 館長は、再任することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、館長にあつては75歳、主事にあつては60歳の年齢に達したときは、その年齢に達した日以後における最初の3月31日を任期の満了の日とする。

(平19教委規則2・平20教委規則10・平23教委規則1・一部改正)

(職務)

第7条 館長は、公民館事業の企画、実施その他必要な事務を処理し、所属職員を監督する。

2 主事は、上司の命を受けて公民館の事業の実施に当たる。

(事務処理)

第8条 公民館の事務処理は、越前市教育委員会事務局処務規則(平成17年越前市教育委員会規則第11号)の例による。

(開館時間及び休館日)

第9条 公民館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日の翌日

(3) 年末、年始(12月28日から翌年の1月4日まで)

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは開館し、開館時間を変更し、又は臨時休館することができる。

(その他)

第10条 法令、条例及びこの規則に定めるもののほか、公民館の運営管理に必要な事項は、その都度館長が処理するものとする。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(館長の任期の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に任命された館長が、この規則の施行の日の前日までに、合併前の武生市公民館設置及び管理条例施行規則(平成16年武生市教育委員会規則第2号)の規定及び今立町公民館の管理及び運営に関する規則により任命されていた者であるときは、第6条第2項第1号の規定にかかわらず、合併前に任命された任期の末日を、その者の任期の末日とする。

(主事の任期の特例)

3 この規則の施行の日以後、最初に任命された主事の任期は、第6条第2項第2号の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(館長の任期の特例)

4 第6条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年4月1日に任命された館長の任期については2年、平成22年4月1日に任命された館長の任期については1年とする。

(平20教委規則10・追加、平22教委規則1・一部改正)

5 平成22年度において引き続き館長を再任する場合における第6条第4項の規定の適用については、同項中「70歳」とあるのは「71歳」とする。

(平22教委規則1・追加)

附 則(平成19年3月1日教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(主事の任期の特例)

2 この規則の施行前に任命された主事の任期は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年8月8日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月28日教委規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 25 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改定規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 3 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 20 教委規則 8 ・ 平 22 教委規則 1 ・ 一部改正)

名称	対象区域
越前市武生東公民館	府中一丁目、府中二丁目、府中三丁目、吾妻町、住吉町、堀川町、錦町、万代町、天王町、蓬莱町、幸町、国府一丁目、国府二丁目、北府一丁目、北府二丁目、北府三丁目、北府四丁目、桂町、本多二丁目、本多三丁目、北府本町
越前市武生西公民館	本町、元町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、本多一丁目、平和町、若松町、高瀬一丁目、高瀬二丁目、中央一丁目、中央二丁目、深草一丁目、深草二丁目、平出一丁目、平出二丁目、平出三丁目、小松一丁目、小松二丁目、日野美一丁目、日野美二丁目、野上町、新町、北千福町、小松町、沢町
越前市武生南公民館	南一丁目、南二丁目、南三丁目、武生柳町、若竹町、あおぼ町、神明町、豊町、姫川一丁目、姫川二丁目、文京一丁目、文京二丁目、御幸町、東千福町、行松町、妙法寺町、松森町、月見町、巖町、常久町、常久団地、学園団地、三ッ口町、千福町
越前市神山公民館	岡本町、広瀬町、池ノ上町、広瀬ひばりが丘、向が丘町、新小野
越前市吉野公民館	本保町、片屋町、氷坂町、余田町、家久町、芝原町、芝原一

	丁目、芝原二丁目、芝原三丁目、芝原四丁目、芝原五丁目
越前市国高公民館	村国一丁目、村国二丁目、村国三丁目、村国四丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、押田一丁目、押田二丁目、国高一丁目、国高二丁目、国高三丁目、横市町、庄町、塚町、馬上免町、稲寄町、瓜生町、高木町、村国町、長土呂町、押田町
越前市大虫公民館	大虫町、大虫本町、上四目町、下四目町、高森町、丹生郷町、三ツ俣町、横根町、北山町、上太田町、下太田町、新保町、新保一丁目、新保二丁目、大虫本町勝蓮花
越前市坂口公民館	湯谷町、中山町、下別所町、勾当原町、中津原町、下中津原町
越前市王子保公民館	四郎丸町、塚原町、白崎町、春日野町、今宿町、国兼町、大塩町、上小松町、森久町、瓜生野町、中平吹町、下平吹町、富士見が丘一丁目、富士見が丘二丁目、向陽町
越前市北日野公民館	矢放町、帆山町、矢船町、向新保町、畑町、小野谷町、西谷町、荒谷町、平林町、庄田町、大手町、西尾町、岩内町、大屋町、葛岡町、問屋町、北日野住宅団地
越前市北新庄公民館	北町、杉崎町、真柄町、戸谷町、長尾町、中新庄町、三ツ屋町
越前市味真野公民館	入谷町、中居町、蓑脇町、桧尾谷町、余川町、池泉町、文室町、萱谷町、上大坪町、味真野町、南小山町、北小山町、吉村町、若宮町、五分市町、清水頭町、上真柄町、徳間町、金屋町、宮谷町、奥宮谷町、上真柄宮谷入会地、味真野団地
越前市白山公民館	都辺町、上杉本町、二階堂町、千合谷町、菖蒲谷町、堀町、土山町、小谷町、安戸町、菅町、米口町、仏谷町、丸岡町、沓掛町、勝蓮花町、小野町、上黒川町、下黒川町、安養寺町、曾原町、栗野町、小杉町、牧町、若須町、中野町、萩原町、鴉ヶ平町
越前市花筐公民館	西檜尾町、栗田部町西山、栗田部町栄、栗田部町宝栄、栗田

	部町蓬萊、粟田部町富永、粟田部町鞍谷、粟田部町旭、今立工業団地
越前市岡本公民館	不老町、大滝町、岩本町、新在家町、定友町、杉尾町、轟井町、島町、長五町、大平町、八石町、中印町、別印町、南坂下町
越前市南中山公民館	野岡町、マインドタウン、山室町、富士見台、下戸板、東庄境町、西庄境町、赤坂町、新堂町、国中町、中津山町、仲山
越前市服間公民館	朽飯町、高岡町、藤木町、領家町、春山町、東檜尾町、波垣町、寺地町、横住町、清根町、相木町、西河内町、室谷町、長谷町、北坂下町、殿町、大谷町、南中町、赤谷町、水間町、柳元町※、市野々町